

今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業 拡充のお知らせ

これまで、島しょ部（大島・伯方・大三島・関前地域）にお住まいの方に、妊産婦健診、乳児健診、産後ケア事業、小児救急医療にかかる交通費を一部助成していた今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業ですが、令和4年4月1日から新たな項目を追加しました。

新しく追加された項目（保健医療）

- 妊娠期から産後1か月までの母子の受診
- 不妊症・不育症における受診
- 市で実施する母子保健事業利用

新しく追加された制度（子ども世帯）

- 18歳（到達後最初の3月31日まで）以下の子どもがいる世帯を対象の交通費を1/2程度（上限1万円）助成
- ※令和4年度の対象は平成16年4月2日以降に生まれた子どもです

対象は①島しょ部（大島・伯方・大三島・関前地域）に居住かつ住民基本台帳法に基づく住所が記載されており、②交付申請日において、申請者が市税の滞納をしていない方です。

お問い合わせ

【保健医療】

担当：今治市ネウボラ政策課
電話番号 0898-36-1553

【子ども世帯】

18歳（到達後最初の3月31日まで）
以下の子どもがいる世帯への助成について
担当：今治市こども未来課
電話番号 0898-36-1529

今治市役所

〒794-8511

愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1

平日の午前8時30分から午後5時15分まで
（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

申請窓口

- 吉海支所（担当課：住民サービス課）
電話番号：0897-84-2111（代表）
FAX：0897-84-2115
- 宮窪支所（担当課：住民サービス課）
電話番号：0897-86-2500（代表）
FAX：0897-86-3828
- 伯方支所（担当課：住民サービス課）
電話番号：0897-72-1500（代表）
FAX：0897-72-2838
- 上浦支所（担当課：住民サービス課）
電話番号：0897-87-3000（代表）
FAX：0897-87-2237
- 大三島支所（担当課：住民サービス課）
電話番号：0897-82-0500（代表）
FAX：0897-82-0661
- 関前支所（担当課：住民サービス課）
電話番号：0897-88-2111（代表）
FAX：0897-88-2350

今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業（保健医療）

❁ 対象

- ① 島しょ部（大島・伯方・大三島・関前地域）に居住かつ住民基本台帳法に基づく住所が記載されている方
- ② 交付申請日において、申請者が市税の滞納をしていないこと

R3～	妊婦・乳児健診	今治市妊婦一般健康診査又は乳児一般健康診査受診票を利用した健診のために、島しょ部から県内の委託医療機関へ通院したもの
	産婦健診	産後2週間、産後1か月健診のために、島しょ部から県内の医療機関へ通院したもの
	産後ケア事業	産後ケア事業のために、島しょ部から市内の委託医療機関を利用したもの
	小児救急医療	小学生以下の児童の受診のために、休日または夜間に市内の小児科救急または救急輪番病院を受診したもの
R4～	妊娠期から産後1か月までの母子の受診	妊娠期（母子健康手帳交付後）から産後1か月までの間に、母親または生後1か月までの乳児のうち県内の医療機関に通院（入退院を含む。）したもの（上記健診等をのぞく）
	不妊症・不育症における受診	不妊症・不育症の検査または治療のために県内の医療機関に通院したもの
	市で実施する母子保健事業利用	<p>幼児健診やパパママ学級などの今治市が実施する母子保健事業を利用したもの プレママひろば・産後ママの教室・パパママ学級・産後ママと赤ちゃんのつどい・にじいろ教室（1歳半健診フォローアップ教室）・こども療育相談・ひまわりの会・ふたごちゃんのつどい・子育て個別相談など</p> <p>※やむをえない理由により島しょ部の日程を受診・利用できない方 離乳食講習・幼児健診（1歳半健診・3歳児健診）・発達二次相談など</p>

❁ 助成額

地域	助成額/回	助成回数上限
今治⇄大島	1,200円	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦一般健康診査 14回 ● 産婦健診 2回 （産後2週間健診、産後1か月健診を1回ずつ） ● 乳児一般健康診査 2回 ● 産後ケア事業 7回 ● 小児救急医療 回数上限なし ● 妊娠期から生後1か月までの母子の受診 回数上限なし ● 不妊症・不育症における受診 回数上限なし ● 市で実施する母子保健事業 回数上限なし <p>※ただし、片道のみ場合はそれぞれ半額とする。 ※対象となる助成額と実際に要した額のいずれか少ない方の額とする。</p>
今治⇄伯方	1,600円	
今治⇄大三島	2,000円	
大島⇄伯方	400円	
伯方⇄大三島	200円	
大島⇄大三島	600円	

地域	助成額/回	助成回数上限
今治⇔関前	5,600 円 (旅客のみの場合 1,600 円) に加え 1 歳以上の児童一人 あたり 800 円	

❁ 申請に必要なもの

◎今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業助成金交付申請書兼請求書（保健医療）

◎共通する添付書類

1. 鳥しょ部を発着するしまなみ海道通行料を証明できるもの（ETC の利用明細など）及び関前を
発着する船舶乗船料を証明できるもののコピー

※ETCの利用明細の場合は申請者又は同一世帯の者の名義

2. 申請者の本人確認書類（顔写真のある運転免許証等は 1 点、顔写真のない保険証や住民票は 2 点）

◎各項目で必要な添付書類

○ 妊婦・乳児・産婦健診

1. 母子健康手帳（「居住地」記載箇所・該当する健診のページ）のコピー
2. 申請者（原則妊産婦）名義の預金通帳（申請書に口座情報をご記入ください。）

○ 産後ケア事業

1. 産後ケア事業利用承認通知書のコピー
2. 母子健康手帳の（「居住地」記載箇所のページ）のコピー
3. 申請者（原則妊産婦）名義の預金通帳（申請書に口座情報をご記入ください。）

○ 小児救急医療

1. 子ども医療費受給資格者証のコピー
2. 診療したことが証明できるもの（医療機関発行の明細書など）のコピー
3. 申請者名義の預金通帳（申請書に口座情報をご記入ください。）

○ 妊娠期から産後 1 か月までの母子の受診

1. 診療したことが証明できるもの（医療機関発行の明細書など）のコピー
2. 申請者名義の預金通帳（申請書に口座情報をご記入ください。）

○ 不妊症・不育症における受診

1. 診療したことが証明できるもの（医療機関発行の明細書など）のコピー
2. 申請者名義の預金通帳（申請書に口座情報をご記入ください。）

○ 市で実施する母子保健事業利用

1. 該当事業を利用したことが証明できるもの
2. 申請者名義の預金通帳（申請書に口座情報をご記入ください。）

◎そのほか、個別の事情に応じて書類等をご提出頂くことがあります。

❁ お問い合わせ

今治市ネウボラ政策課 （市役所 5 階）

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1

電話番号 0898-36-1553